新型コロナウイルス感染症米子市事業継続計画

（新型コロナウイルス BCP）

令和２年４月

米　子　市

１　策定趣旨
２　策定に当って留意すべき点
３　「新型コロナウイルス BCP」の基本的な考え方
４　前提条件
５　業務継続の方法等
６　非常時継続業務以外の業務の取扱い（参考）
７　業務マニュアル等の点検、確認等
【別添資料】
　〇別紙１「非常時継続業務一覧」

１　策定趣旨

本市は、平成 21 年度に職員の多くが新型インフルエンザをり患し業務継続に支障が生じる事態に備えて「新型インフルエンザ BCP」を策定した。

この「新型インフルエンザ BCP」は、基本的に同じ感染症である新型コロナウイルス感染症にも転用可能であるが、新型コロナウイルス感染症の場合、り患者や濃厚接触者への経過観察の措置等が新型インフルエンザと異なることや、既に国、県及び本市に対策本部が設置され、様々な行政運営に係る考え方等がある程度示されていること等により、り患者の発生状況や対象業務において若干異なる想定が求められることから、この点を踏まえた「新型コロナウイルス感染症 BCP」を策定することとしたもの。

２　策定に当って留意すべき点

新型コロナウイルス感染症の場合、新型インフルエンザとは違い、り患者だけでなく、濃厚接触者となる他の職員に対しても 2 週間の経過観察の措置がとられることから、小規模な所属で発症し職員全員が濃厚接触者となった場合には、業務引継ぎができないまま即時に事務従事者不在となり、業務を停止せざるを得ないこととなる。

また、発生時には、消毒等により一時的に事務室の使用制限が発生することから、業務継続のために、代替事務室の確保等も必要となることにも留意する必要がある。

３　「新型コロナウイルス感染症 BCP」の基本的な考え方

「新型インフルエンザ BCP」では、人的資源に制限がある中で、本市の業務を、以下の A、B、C 及び D の４分類して取り扱うこととしている。

A 業務（従来どおり、継続しなければならない事業）

市民生活を支えるために中止できない事務事業については感染拡大防止策を講じつつ、業務を縮小して継続する。

B 業務（取扱いの方法を変更し、対応できる事業）

窓口対応を継続すると、窓口で感染が拡大する危険性が高い。そのため、窓口対応は極力避け、電話や郵送による対応方法に変更して対応する。

C 業務（中断及び中止する事務事業）

感染拡大の可能性が無くなるまで、原則的に多くの人を集め行う行事は中断、学校、保育園等は休校、休園する。

D 業務（使用中止施設）

多くの人が集まる施設等は感染が拡大する危険性が高い。そのため各所属の所有する施設の使用は感染拡大の可能性が無くなるまで一時的に中止し、既に予約されている場合は取り消す。

「新型コロナウイルス感染症 BCP」は、基本的にこの考え方を踏襲するが、Ｃ業務及びＤ業務については、既に国からの要請等に基づき、本市の新型コロナウイルス感染症対策本部が「米子市における新型コロナウイルス感染症への対応方針」（令和 2 年 2 月 3 日策定）において市の方針等を示していることから対象としない。

従って、「新型コロナウイルス感染症 BCP」の対象業務は、「新型インフルエンザ BCP」で設定したＡ業務及びＢ業務とするが、Ｂ業務における取扱い方法の変更については、本市域においてり患者が多数発生し、窓口対応を継続することにより窓口で感染が拡大する危険性が高い状況に至った場合の段階的措置と位置付け、この「新型コロナウイルス感染症 BCP」では、発動を念頭においた準備指示にとどめおくこととする。

また、「新型インフルエンザ BCP」では考慮されていないが、本市業務には、指定管理者制度、業務委託等により民間事業者にその処理を委託等しているものも多いことから、それらの業務について、民間事業者内に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の業務継続の考え方等についても併せて確認しておくこととする。

「新型コロナウイルス感染症 BCP」の基本的な考え方（まとめ）

■非常時継続業務の継続体制の確保

非常時において、限られた人的資源を効率的に活用することで、中断すると市民生活に多大な影響を与えると考えられる業務（以下「非常時継続業務」という。）の継続体制を確保する。

■委託業務等に係る業務の継続体制の確保状況の確認

指定管理者制度、業務委託等により民間事業者にその処理を委託等しているものについて、民間事業者における業務の継続体制の確保状況を確認する。

■業務における取扱い方法の変更に係る準備指示（段階的措置）

本市域においてり患者が多数発生し、窓口対応を継続することにより窓口で感染が拡大する危険性が高い状況に至った場合の段階的措置として、業務における取扱い方法の変更に係る準備を指示する。

４　前提条件

「新型コロナウイルス感染症 BCP」発動の前提条件を、以下のとおりとした。

（１）り患者の発生状況

本市組織内で新型コロナウイルス感染症のり患者が発生し、り患者や接触者による感染拡大防止対策を全庁的に開始する必要が生じた。

（２）期間

感染症患者を確認してから２週間とする。

（３）庁内の感染拡大防止体制

り患者と濃厚接触者（り患者以外の課員）を自宅待機させた上で２週間の経過観察を実施する。なお、濃厚接触者の範囲については、り患者の発生時において米子保健所が指示することとなるが、ここでは、職員 20 人未満の所属にあっては、その全職員を、また、職員 20 人以上の所属にあっては、職員の 70%を想定した。

（４）り患等による職員の欠勤

複数職員のり患とそれに伴う濃厚接触者の経過観察により、最大時 40%の職員の欠勤を想定した。また、消毒実施のために一時的に使用できない執務室が発生することを想定した。

（５）ライフライン、交通機関の状況

電気、ガス、水道等のライフラインや交通機関、商店等、日常生活に必要な機能は維持されていると想定した。

（６）非常時継続業務

「米子市 BCP」の災害時応急業務において優先順位「A　3 時間以内に行う」とされたもの及び「新型インフルエンザ BCP」において「A 業務　中断することができない」とされた業務を参考にしつつ、中断すると市民生活に多大な影響を与えると考えられる業務を改めて選定した。

５　非常時継続業務（全 71 業務）

「新型コロナウイルス感染症 BCP」における非常時継続業務は、別紙１「非常時継続業務一覧」のとおり。

６　代替事務室の確保

「新型コロナウイルス感染症 BCP」の発動に当り代替事務室の確保が必要な場合は、次の庁舎を臨機に使用することで、業務の継続体制を確保する。

（１）淀江支所

庁内及び住基系ネットワークを完備しており、非常時継続業務の内、60 業務の代替執行が可能。

（２）第２庁舎（行政窓口サービスセンター）

庁内及び住基系ネットワークを完備しており、非常時継続業務の内、57 業務の代替執行が可能。

また、行政窓口サービスセンターは、各種証明発行業務の代替執行が可能。

（３）福祉保健センター（ふれあいの里）

庁内及び住基系ネットワークを完備しており、非常時継続業務の内、57 業務の代替執行が可能。

（４） 旧庁舎新館

庁内ネットワークの即時確保が可能であり、非常時継続業務の内、13 業務の代替執行が可能。

7　その他

非常時継続業務以外の業務の取扱いについては、原則、本市新型コロナウイルス感染症対策本部が示す「米子市における新型コロナウイルス感染症への対応方針」（令和２年２月３日策定）によること。

また、本市域においてり患者が多数発生し、窓口対応を継続することにより窓口で感染が拡大する危険性が高い状況に至ることを想定して、窓口対応から、電話、郵送、公民館メール便、電子メール等による対応へ変更することが可能な業務の選定を進めておくこと。

8　業務マニュアル等の点検、確認等

応援職員による業務継続が円滑に実施されることを念頭に、非常時継続業務に係る業務マニュアル等の点検、確認等を行うこと。